

## 巻頭言

臨床心理学部 学部長 濱野清志

ここに臨床心理学研究報告第10集を出すことになったことはまことに喜ばしいことであります。

さて、今年度は臨床心理の世界では大きな変動のはじまりの年でありました。2015年に議員立法として国会で承認された公認心理師法が、今年度、2017年9月に施行されることとなったからです。2018年からの試験実施、教育機関の指定など、あまりに短い時間の中で、臨床心理学を置く教育機関ではどこも、この法に対応できる機関にしていくかどうか、決断を迫られ、準備を進めている最中なのではないかと思えます。

従来、私たちがこの臨床心理の世界で活動するための中心的な資格としてきたのは、言うまでもなく臨床心理士です。1988年にスタートした臨床心理士のシステムは今年で30年を迎える節目でもありました。臨床心理士は、もちろん民間の日本臨床心理士資格認定協会が認定する一民間の資格ではありますが、心理職の中で養成教育、継続研修、更新制など、きわめて高度な専門資格として社会に一定の位置を占めるようになってきています。

しかし、医療の世界では、心理職以外はすべて国家資格であるという現状から、やはり民間資格のままではよくないのではないか、というのが公認心理師成立への大きな原動力でした。

今後、公認心理師の成立を踏まえて、臨床心理士をはじめ、他の多くの民間の心理職の資格

がどのようになっていくか、大きな課題が残されています。この課題は、臨床心理学という学問をどのように捉え、構想していくべきか、という点での議論と深く連動するものだと思います。

臨床心理士は大学院教育からの資格として、その前提となる学部の教育はこれを治めておくべきだ、というような指定をしませんでした。理系の学部を卒業した人でも、英文学を卒業した人でも、一定の暮らしを営む中で、それぞれの活動の中から浮かび上がってきた人間関係に関わる諸テーマに焦点を当て、それを心理臨床という活動領域に位置づけて学ぼうとする人に開かれたものでした。

この学問は、したがって臨床心理学はとても重要な学問領域ではあるものの、それと少し位置をずらして、心理臨床学として、臨床実践に重点を置いた学を構想していたのでした。ですから、学部教育の背景を問わず、大学院教育の中で、心理臨床の専門家を育てるのだ、という大きな野望を持って成立してきたのが臨床心理士であったわけです。

このたび成立した公認心理師は、そういう点では明らかに異なった視点に立ち、臨床心理学を中心とした広い心理学の専門職として成立しています。臨床心理士の養成ではやや弱くなりがちであった心理学の基礎的素養にむしろ重点を置き、学部の4年間を基盤とした資格の構成となっています。

公認心理師の目標とするものを実現しつつ、大学院での臨床心理士養成も継承しようとする本学では、この体制をどのように整えていくとよいか、今その沸騰する議論のさなかに私たちはいます。よき前進となることを願っています。